〈　市町村長申立フローチャート　〉

調査・検討・決定（約２～３か月）

①　後見ニーズ（対象者）の発見

■ホームヘルパーや介護支援専門員、社協職員、民生員等からの報告、連絡、相談、要請により、情報が入る。

②　ケース検討会議の開催

■市町村は寄せられた情報の事実確認を行うとともに、地域包括支援センターや相談支援事業所、社協等と、日常生活自立支援事業の利用検討や成年後見等申立て（本人・親族・市町村長による申立て）などの支援策について検討する。

③　本人調査

■本人の心身・日常生活の状況・資産状況（わかる範囲）等を把握。

④　親族調査

■２親等以内の親族（他の申立権者）を確認するため戸籍謄本、附票などを取り寄せる。

親族がいる

・２親等以内の親族に申立ての意思を確認し、申立て意思がある、または既に４親等以内で申立てを行う予定の者が明らかな場合は、その者に申立てをするよう支援・依頼する。

・ただし、２親等以内の親族がいるが「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」又は「連絡がつかない」等の場合は、いないものとして扱う。

親族がいない

⑤　成年後見登記事項の確認

■甲府地方法務局の戸籍課（窓口請求）又は東京法務局後見登録課（郵便請求）へ成年後見等の登録の有無について確認する。

登記あり

・成年後見人等に対応を依頼する。

登記なし

⑥　診断書の作成依頼

■診断書（家庭裁判所の指定様式）の作成を医師に依頼します。医師は精神科医が望ましいですが、本人の状況をよく分かっている主治医でも良いです。

■医師により的確な診断をしていただくための補助資料として、「本人情報シート」の作成・提出も行います。